

津市国民保護計画

平成31年2月

津 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	8
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
第6章 市地域防災計画との関係	14
第2編 平素からの備えや予防	15
第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
第2 関係機関との連携体制の整備	20
第3 通信の確保	23
第4 情報収集、提供等の体制整備	25
第5 研修及び訓練	31
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
第3章 物資及び資材の備蓄及び整備	37
第4章 国民保護に関する啓発	38
第3編 武力攻撃事態等への対処	39
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
第2章 市国民保護対策本部の設置等	43
第3章 関係機関相互の連携	51
第4章 警報及び避難の指示等	55
第1 警報の伝達等	55
第2 避難住民の誘導等	58
第5章 救援	64
第6章 安否情報の収集・提供	66
第7章 武力攻撃災害への対処	73
第1 武力攻撃災害への対処	73
第2 応急措置等	74
第3 生活関連等施設における災害への対処等	79
第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	81
第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処	85
第8章 被災情報の収集及び報告	87
第9章 保健衛生の確保その他の措置	88
第10章 国民生活の安定に関する措置	90

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	91
第 4 編 復旧等	93
第 1 章 応急の復旧	93
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	94
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	95
第 5 編 緊急対処事態への対処	96

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等

1 市の責務及び市国民保護計画の目的（危機管理部）

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他関係法令、国民保護法第32条第4項の規定に基づき示された国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び三重県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、津市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成（危機管理部）

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続（危機管理部）

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者及び地域住民の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 用語の定義

表 1-1 用語の定義

用 語 等	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
事態対策本部	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出及びその他の人的又は物的災害
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として

	緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
指定行政機関	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関
指定地方公共機関	都道府県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
要配慮者	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、旅行者を指す

第 1 編 総論

避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（危機管理部）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（危機管理部）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供（危機管理部）

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（危機管理部）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（危機管理部）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（危機管理部）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（危機管理部）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（危機管理部）

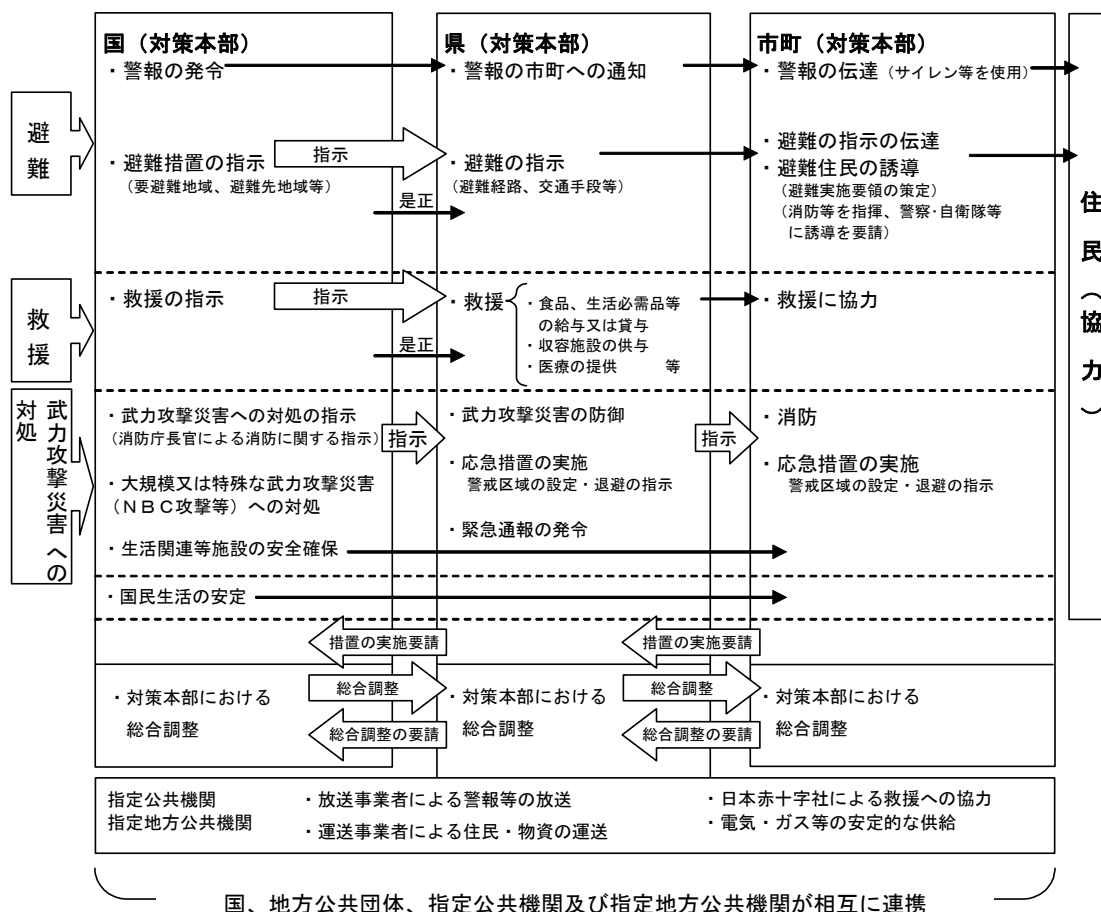
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等（危機管理部）

国、県、市町等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み



国民保護措置について、市は、次に掲げる業務を処理する。

表 1-2 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置及び運営 3 国民保護対策本部並びに緊急処理事態対策本部の設置及び運営 4 組織の整備及び訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、以下のとおり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について記載する。

1 地形（危機管理部）

市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、伊賀市、奈良県御杖村、曽爾村などと、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約 711k m²で、三重県内の市町で最も面積が広く、県の総面積 5,774 k m²の約 12% を占めている。

本市域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の 3 地帯に分けることができる。

西境沿いの山間地帯は、標高 700～1,000m の山々が連なる布引山地と一志山地からなる。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 30～50m の丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西部を流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいる。

2 気候（危機管理部）

市は、伊勢平野の中心にあって、西方には布引山系が控え、東は伊勢湾に面した都市で、四季の変化が明瞭であり、気候風土は温和な土地柄である。

春は、天気の変化が激しく気温も急上昇し、高・低気圧の交互通過が周期的になって、天気も晴と雨がはっきりと現れる。このなかで移動性高気圧の通過に際しては、時々ではあるが降霜がある。平年の梅雨は 6 月上旬後半から 7 月中旬後半でこの頃、集中豪雨に見舞われることもある。

夏は、小笠原高気圧におおわれて天気は安定するが、雷の発生は年中で一番多い。夏期の後半になると台風の来襲も多くみられる。

秋は特徴として秋霖（秋の長雨）が現われ、梅雨のようなうっとうしい日が続くことがある。しかし、11 月にもなるとすがすがしい秋晴となり、急速に冷気を帯びる日が訪れる。

冬は、シベリア寒気団により、天候が左右される。この大陸寒気団の影響によって、天気は周期的に変動し、寒気の強い時には降雪をみることがある。

3 人口分布（危機管理部）

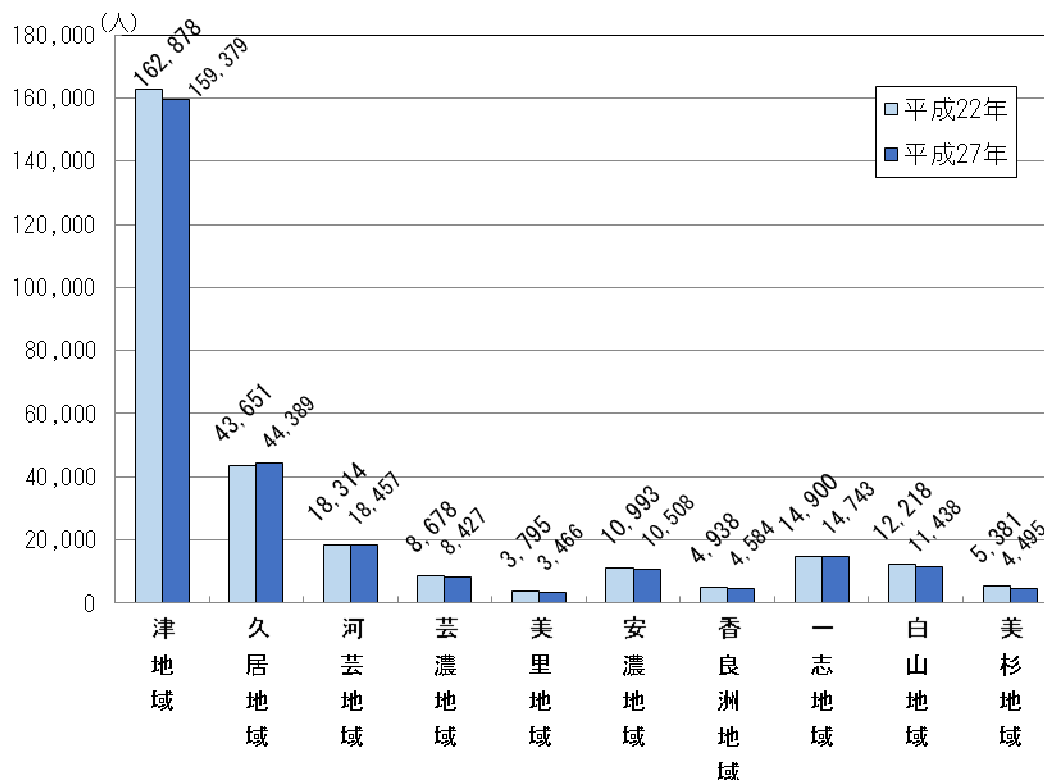
平成 27 年の国勢調査による市の人口は、279,886 人となっており、三重県の総人口の 1,815,865 人の 15.4% を占め、県内では四日市市（311,031 人、三重県の総人口の 17.1%）に次いで 2 番目に人口の多い市となっている。

年齢階層別人口と構成比は、年少人口（0～14 歳）が 35,663 人で 12.7%、生産年齢人口（15～64 歳）が 165,058 人で 58.9%、高齢者人口（65 歳以上）が 77,624 人で 27.7%

となっており、三重県の構成比と比較すると、年少人口で 0.1 ポイント低く、生産年齢人口で 0.5 ポイント高く、高齢者人口で 0.2 ポイント高くなっている。

世帯については、平成 27 年の国勢調査によると、114,679 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.44 人で、三重県全体の平均 2.52 人をわずかに下回っている。

図 1-2 地域別人口の推移



(平成 27 年国勢調査結果速報値より)

4 道路の位置等（危機管理部）

高規格幹線道路では、亀山市から伊勢市に至る伊勢自動車道があり、市内には芸濃 IC、津 IC、久居 IC が存在している。

主要な国道としては、県内の北勢地域及び中南勢地域を結ぶ道路として国道 23 号があり、その他、市から奈良県及び大阪府へ至る国道 165 号、京都府、奈良県及び大阪府へ至る国道 163 号等がある。

5 鉄道、港湾の位置等（危機管理部）

市内に路線を有している鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）、及び伊勢鉄道株式会社（以下「伊勢鉄道」という。）がある。

JR 東海では、紀勢本線（一身田駅～高茶屋駅）と名松線（伊勢八太駅～伊勢奥津駅）、近鉄では、名古屋線（千里駅～桃園駅）と大阪線（東青山駅～川合高岡駅）のそれぞれ

2路線がある。また、伊勢鉄道では、伊勢線（伊勢上野駅～津駅）の1路線がある。

港湾としては、重要港湾津松阪港があり、約20kmの海岸線を有している。津港区は、北から江戸橋・贅崎・新堀・阿漕浦・伊倉津・香良洲の6地区で形成されているが、伊倉津地区ではタンカーを初め様々な船舶の建造が行われ、工業港区として多くの船が出入りしている。

また、平成17年2月に「津なぎさまち」が開港し、中部国際空港（セントレア）への海上アクセスの拠点となっている。

6 都市機能等（危機管理部）

市は、県庁所在地として、国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっている。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など、高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されている。

さらに、市民活動の場としてのみえ市民活動ボランティアセンターや、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した地域となっている。

7 その他（危機管理部）

市内に有している自衛隊施設としては、陸上自衛隊久居駐屯地、航空自衛隊笠取山分屯基地及び航空自衛隊白山分屯基地が存在している。

また、大規模集客施設として津競艇場等を有しており、年間を通じて多数の来場者が訪れている。

さらに、山間部には「君ヶ野ダム」「安濃ダム」がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態（危機管理部）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

表 1-3 対象とする武力攻撃事態

	定 義	特 徴 ・ 留 意 点 等
着 上 陸 侵 攻	・ 侵攻国が侵攻正面において、海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて、侵攻すること	・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、それに先立ち航空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲ リ ラ 及 び 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	・ ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関を含む。）並びに県及び県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

弾道ミサイル攻撃	・弾道ミサイルによる攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能	・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋施設等の破壊及び火災等が考えられる。 ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。 ※NBC攻撃とは、核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
航空攻撃	・重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載したミサイル等により急襲的に行われる攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態（危機管理部）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
・危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
・ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 大規模集客施設等（レジャー施設、テーマパーク等）の爆破 ・ 主要駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等	
・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	放射性物質等	・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	生物剤による攻撃	・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	化学剤による攻撃	・ 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第6章 市地域防災計画との関係

1 対象とする事態の相違（危機管理部）

市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

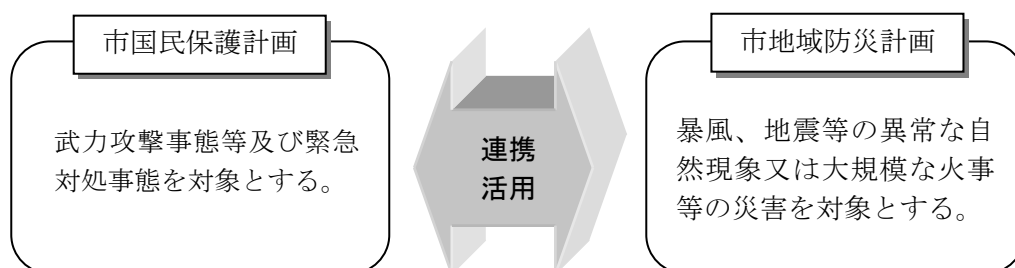
これに対し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成されている津市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 市地域防災計画の活用（危機管理部）

前項に示すように市国民保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1-3 市地域防災計画との関係



第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部課室における平素の業務（各部）

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

表 2-1 市の各部における国民保護に係る平素の業務

部局名	平素の業務
政策財務部	・ 広聴・広報体制の整備に関すること ・ 市有財産の総括管理に関すること ・ 安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること
危機管理部	・ 市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること ・ 県及び他市町、関係機関との連絡調整に関すること ・ 自主防災組織の活動支援に関すること ・ 通信体制の整備に関すること ・ 情報の収集及び提供体制の整備に関すること ・ 職員の訓練（研修）に関すること ・ 生活関連等施設の安全確保に関すること ・ 物資及び資機材の備蓄に関すること ・ 国民保護に関する啓発に関すること ・ 特殊標章の交付及び管理に関すること
総務部	・ 職員の研修に関すること ・ 職員の服務及び動員の調整に関すること
市民部	・ ボランティアやNPO・NGOとの連携及び活動支援に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること ・ 救援に関する体制の整備に関すること ・ 避難体制の整備に関すること ・ 広聴体制の整備に関すること
スポーツ文化振興部	・ 所管施設の安全管理に関すること
環境部	・ 所管施設の安全管理に関すること ・ 廃棄物の処理に関すること
健康福祉部	・ 救援に関する体制の整備に関すること ・ 要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること ・ 医療及び救急体制の整備に関すること ・ 児童に対する支援体制の整備及び啓発に関すること ・ 児童に関する安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること ・ 所管に係る生活関連等施設（毒物・劇物及び毒薬・劇薬の取扱所等）の安全確保に関すること ・ 物資の備蓄に関すること ・ 赤十字標章の交付及び管理に関すること
商工観光部	・ 所管施設の安全管理に関すること ・ 物資（生活必需物資）の輸送体制の整備に関すること
農林水産部	・ 所管施設の安全管理に関すること
ボートレース事業	・ 大規模集客施設（競艇場）等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること

第2編 平素からの備えや予防

部	ること
都市計画部	・ 所管施設の安全管理に関すること
建設部	・ 道路、河川、港湾等の状況把握等、輸送力の確保に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
久居総合支所	・ 久居地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
河芸総合支所	・ 河芸地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
芸濃総合支所	・ 芸濃地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
美里総合支所	・ 美里地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
安濃総合支所	・ 安濃地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
香良洲総合支所	・ 香良洲地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
一志総合支所	・ 一志地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
白山総合支所	・ 白山地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
美杉総合支所	・ 美杉地域の避難体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること
水道局	・ 水の安定的な供給に関すること ・ 所管に係る生活関連等施設（浄水施設等）の安全確保に関すること
下水道局	・ 所管施設の安全管理に関すること
消防本部	・ 武力攻撃災害（火災・救急・救助）への対処に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること
三重短期大学事務局	・ 所管施設の安全管理に関すること
教育委員会	・ 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること ・ 児童生徒に関する安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 所管施設の安全管理に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、危機管理部長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等（危機管理部、総務部）

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 2-2 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課室体制
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②市危機対策本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課室体制
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②市危機対策本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

※ ①担当課室体制：危機管理部職員が参集する。（第1配備）

※ ②市危機対策本部体制：原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。（第2配備）

※ ③市国民保護対策本部体制：全ての市職員が本庁又は出先機関に参集する。（第3配備）

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、本部長である市長に事故があった場合には、副市長、危機管理部長の順に指揮を執る。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制（消防本部）

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準等を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準等を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 2-3 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項 目	救 済 内 容
損失補償 (国民保護法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第 113 条第 1 項、第 5 項)
損害補償 (国民保護法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第 70 条第 1 項、第 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (国民保護法第 6 条、第 175 条)	

訴訟に関すること。(国民保護法第6条、第175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、津市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方（危機管理部）

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携（危機管理部）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携（危機管理部、消防本部）

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「三重県市町災害時応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携（危機管理部、健康福祉部）

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内において事業を営む指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所における防災対策への取組を活用した国民保護への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援（危機管理部）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった要配慮者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、社会福祉協議会その他のボランティアやNPO・NGO関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

1 通信体制の整備（危機管理部）

市は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 通信体制の確保（危機管理部）

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、防災における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

3 通信体制の整備に当たっての留意事項（危機管理部）

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

表 2-4 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワーク（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手法の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で地域住民への情報伝達、避難施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

	・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、同報系防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集、提供等の体制整備

1 基本的考え方（危機管理部）

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備（危機管理部）

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する警報の伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（危機管理部、政策財務部、総務部、健康福祉部、教育委員会）

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、県に報告する。

表 2-5 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

表 2-6 安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）の確認を行う。

なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について把握する。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備（危機管理部、政策財務部、総務部、各総合支所）

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識及び理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

表 2-8 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 〇〇市（町）							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者 (人)	行方 不明者 (人)	負 傷 者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

1 研修（各部）

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(4) 消防団及び自主防災組織に対する研修等

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材及びeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

※ eラーニングとは、パソコン、インターネットを利用して理解を深めながら進めていく学習方法のこと。

2 訓練（危機管理部）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関との連携を図りつつ、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等を人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収

集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項（危機管理部、市民部、各総合支所、消防本部）

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

- ・ 市の地図
 - ※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ等
- ・ 市内の道路網のリスト
 - ※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト等
- ・ 輸送力のリスト
 - ※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ等
 - ※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ等
- ・ 避難施設のリスト
 - ※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト等
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ※ 備蓄物資の所在地、数量、主要な民間事業者のリスト等
- ・ 生活関連等施設等のリスト
 - ※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの等
- ・ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - ※ 代表者及び関係機関の住所、連絡先等、協定書連絡先一覧等
- ・ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - ※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
- ・ 消防機関のリスト
 - ※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
 - ※ 消防機関の装備資機材のリスト
- ・ 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者（要配慮者）への避難対策を講じる。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成が義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力の関係を構築しておく。

(5) 学校及び事業所との連携

市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所、学校等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所、学校等における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（危機管理部、市民部、各総合支所、消防本部）

市は、関係機関（県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成した「市町避難実施要領の手引き」等に基づき、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項（危機管理部、市民部、健康福祉部）

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合及び市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容及び県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行し、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等（商工観光部、建設部）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

また、輸送手段については、陸路、海路、空路の輸送手段の有効活用を図る。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県と連携して市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して当該市内の運送経路の情報を把握する。

5 避難施設の指定への協力（危機管理部）

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携し、住民に対し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。

6 生活関連等施設の把握等（危機管理部、水道局、下水道局、農林水産部）

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の方法について定める。

表 2-9 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災対策部
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災対策部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境生活部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災対策部
	6号	放送用無線設備	総務省	防災対策部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	雇用経済部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—

第2編 平素からの備えや予防

	9号	ダム	国土交通省	県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災対策部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	医療保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災対策部
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	8号	毒劇物（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	医療保健部 農林水産部（動物用医薬品に係るもの。）
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	防災対策部
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※ 国民保護法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄及び整備

1 市における備蓄（危機管理部、健康福祉部）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、防災のために備えた物資及び資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等（各部）

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果及び不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発（危機管理部、教育委員会、健康福祉部）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発（危機管理部、教育委員会、健康福祉部）

(1) 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合及び地域においてテロが発生した場合等に住民に期待する行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社三重県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(2) 弾道ミサイル発射時にとるべき行動等の啓発

弾道ミサイルによる場合は、警報の発令から極めて短時間に着弾することが予測されることから、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとれるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

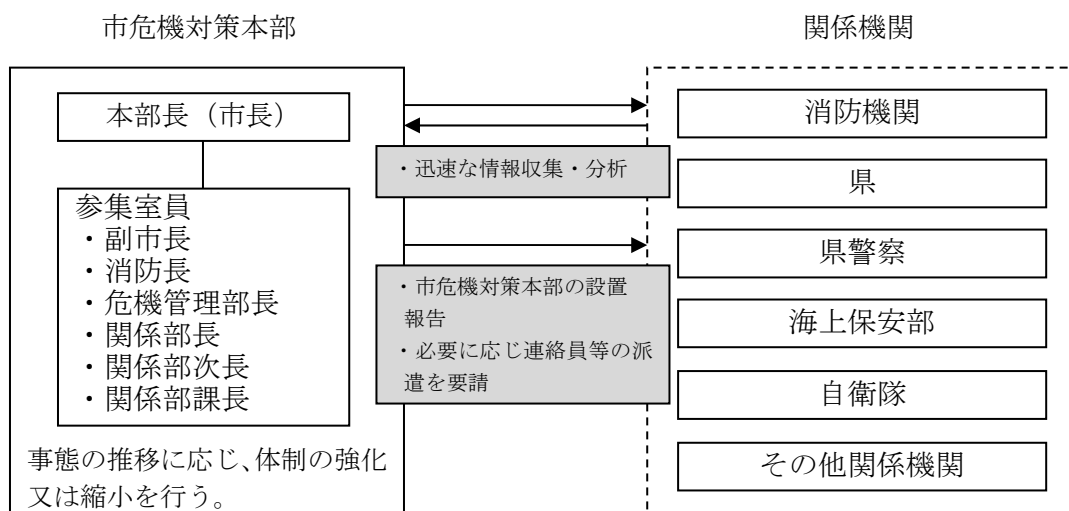
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 市危機対策本部等の設置及び初動措置（危機管理部）

(1) 市危機対策本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「市危機対策本部」を設置する。「市危機対策本部」は、市国民保護対策本部員のうち、危機管理部長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

図 3-1 市危機対策本部の構成等



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「市危機対策本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「市危機対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要な応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県及び他の市町等に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部への移行に要する調整（危機管理部）

(1) 国から市国民保護対策本部を設置すべき通知があった場合

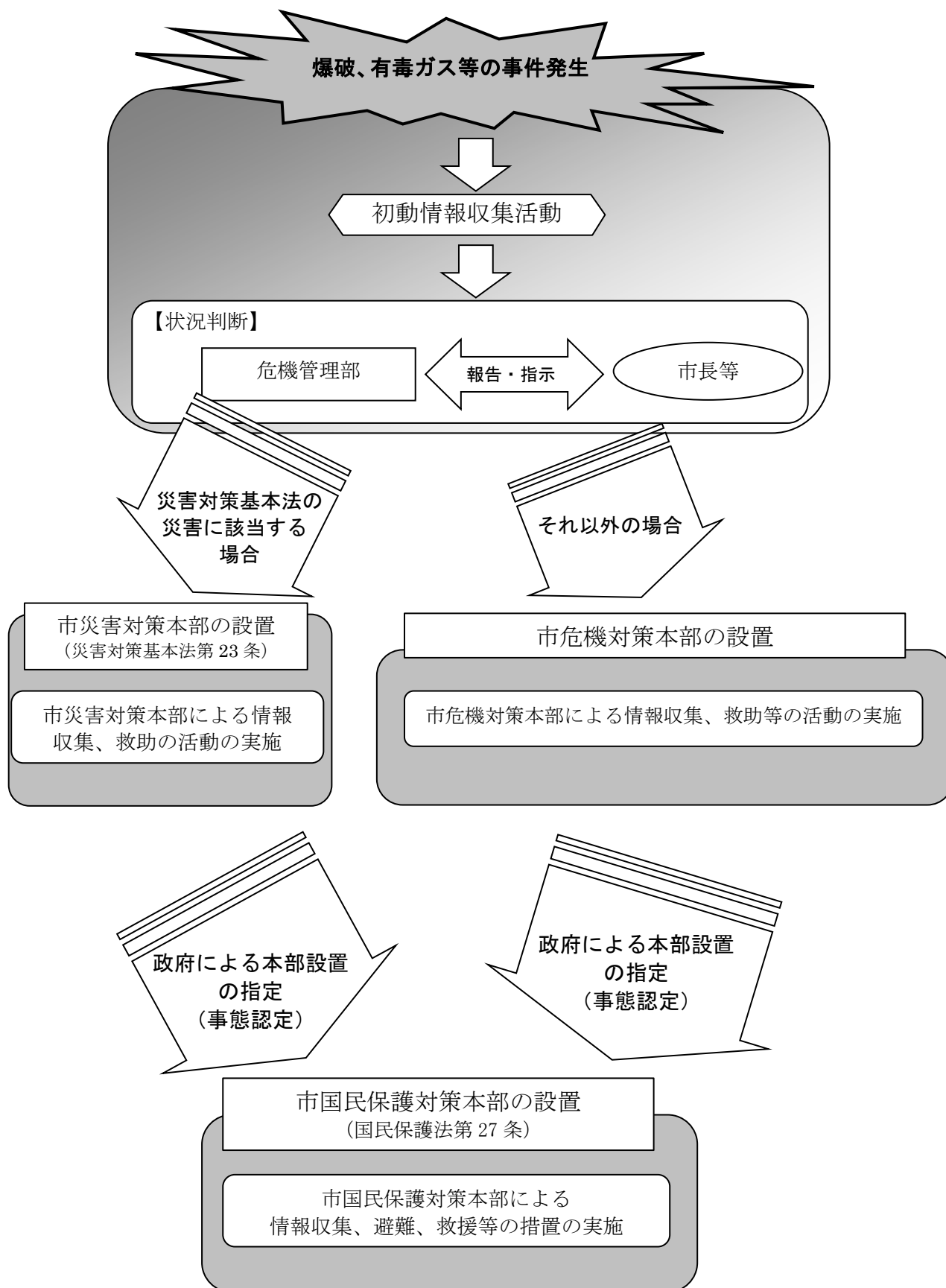
「市危機対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市危機対策本部」は廃止する。

(2) 市地域防災計画に従い事態の対応を行っていた場合

市地域防災計画に従い、市災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。

また、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

図 3-2 危機発生時のフローチャート



3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応（危機管理部）

市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、市危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置（危機管理部、各部）

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に市危機対策本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部対策統括部職員の参集

市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部対策統括部職員等に対し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部対策統括部職員は、津市本庁舎8階防災資材会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、次に示すとおり市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

第1位 消防本部

第2位 安濃庁舎

第3位 美里庁舎

第4位 河芸庁舎

また、市の外への避難が必要で、市内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

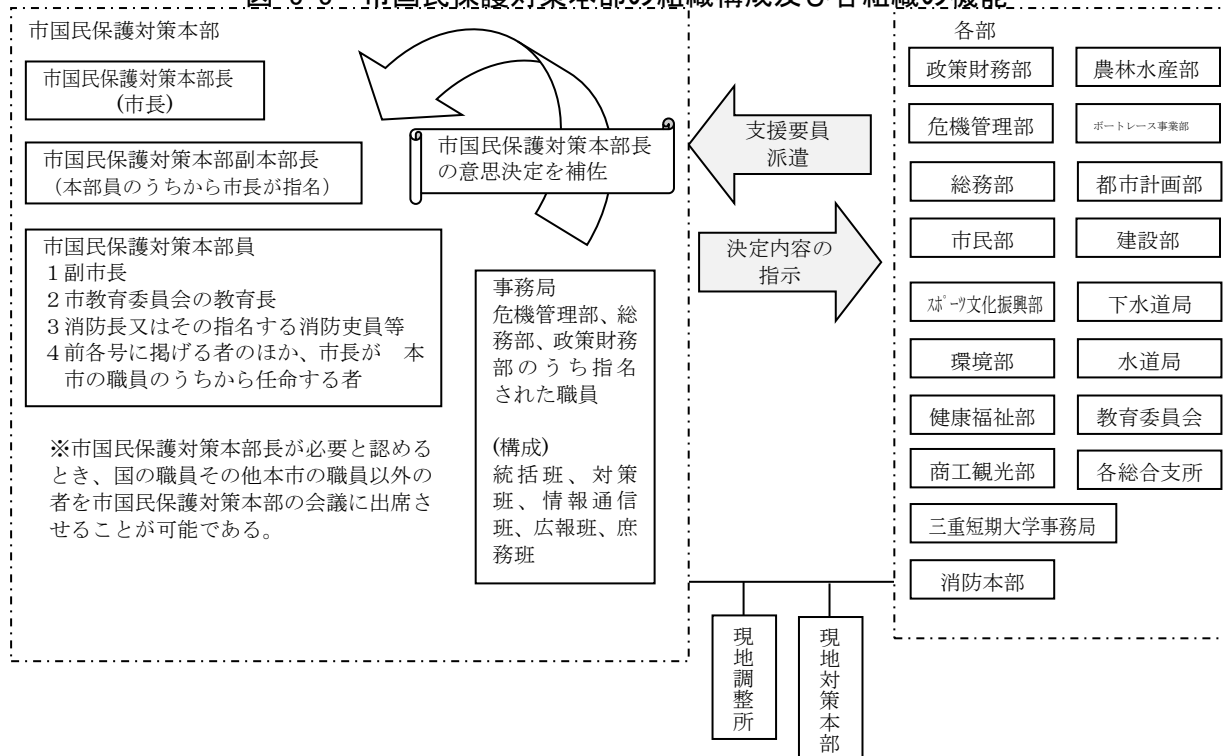
(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

図 3-3 市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能



※ 市国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市国民保護対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

表 3-1 市国民保護対策本部対策統括部の構成

	機 能
統括班	- 市国民保護対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた市国民保護対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 市国民保護対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	- 市が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	- 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 - 市国民保護対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録

	・通信回線や通信機器の確保
広報班	・被災状況や市国民保護対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	・市国民保護対策本部員や市国民保護対策本部事務局職員のローテーション管理 ・市国民保護対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

表 3-2 市の各部における武力攻撃事態における主要な業務

部局名	武力攻撃事態等における業務
各部局に共通する業務	・市内全域に係る部局所管の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事 ・各部局間の被災状況の調査並びにその対応への支援に関する事
政策財務部	・市国民保護対策本部の設置に関する事 ・市国民保護対策本部における広聴・広報に関する事 ・安否情報の収集及び提供に関する事 ・被災情報の収集及び報告に関する事 ・公的徴収金の減免等に関する事 ・国民保護措置に要した費用の支弁等に関する事
危機管理部	・市危機対策本部等の設置及び初動措置に関する事 ・市国民保護対策本部への移行に要する調整に関する事 ・武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応に関する事 ・市国民保護対策本部の設置に関する事 ・通信の確保に関する事 ・国及び県の国民保護対策本部との連携に関する事 ・知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等に関する事 ・自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等に関する事 ・他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託に関する事 ・指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請に関する事 ・市の行う応援等に関する事 ・自主防災組織等に対する支援に関する事 ・住民への協力要請及び救援物資の受入れ等に関する事 ・警報の伝達等に関する事 ・避難の指示の通知及び伝達に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・救援の実施及び関係機関との連携に関する事 ・安否情報の収集及び提供に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事 ・退避の指示に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・応急公用負担等に関する事 ・危険物に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関する事 ・武力攻撃原子力災害への対処に関する事 ・NBC攻撃による災害への対処に関する事 ・生活関連等施設の安全確保に関する事 ・被災情報の収集及び報告に関する事 ・廃棄物の処理に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処

	・特殊標章等の交付及び管理に関すること ・応急の復旧に関すること ・武力攻撃災害の復旧に関すること ・国民保護措置に要した費用の支弁等に関すること ・緊急対処事態への対処に関すること
総務部	・職員の服務及び動員の調整に関すること ・市国民保護対策本部の設置に関すること ・被災情報の収集及び報告に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること
市民部	・ボランティア団体等に対する支援等に関すること ・誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供に関すること ・避難所等における安全確保等に関すること ・救援の実施及び関係機関との連携に関すること ・広聴に関すること
スポーツ文化振興部	・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること ・市民部の業務支援に関すること
環境部	・危険物に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関すること ・廃棄物の処理に関すること ・動物の保護等に関する配慮に関すること
健康福祉部	・警報及び緊急通報の通知に関すること ・要配慮者への配慮に関すること ・救援の実施及び関係機関との連携に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・保健衛生の確保に関すること
商工観光部	・大規模集客施設への警報の伝達及び連絡調整に関すること ・民間からの救援物資の受入れに関すること ・生活関連物資等の価格安定に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
農林水産部	・家畜の保護等に関する配慮に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
ボートレース事業部	・大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処に関すること
都市計画部	・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
建設部	・通行禁止措置の周知に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
各総合支所	・警報の伝達等に関すること ・避難住民の誘導等に関すること ・避難所等における安全確保等に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること ・被災情報の収集及び報告に関すること
水道局	・飲料水衛生確保対策に関すること

	・水の安定的な供給に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
下水道局	・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
消防本部	・警報の伝達等に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・武力攻撃災害の兆候の通報に関すること ・消防に関する措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・危険物に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関すること ・武力攻撃原子力災害への対処に関すること ・NBC攻撃による災害への対処に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること
会計管理室	・政策財務部の業務支援に関すること
三重短期大学事務局	・警報及び緊急通報の通知に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
議会事務局	・市議会議員との連絡調整に関すること ・政策財務部の業務支援に関すること
教育委員会	・警報及び緊急通報の通知に関すること ・被災児童生徒等に対する教育に関すること ・公共的施設の適切な管理に関すること ・公共的施設の応急の復旧に関すること
選挙管理委員会事務局	・政策財務部の業務支援に関すること
監査事務局	・政策財務部の業務支援に関すること
農業委員会事務局	・農林水産部の業務支援に関すること

(4) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供及び行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

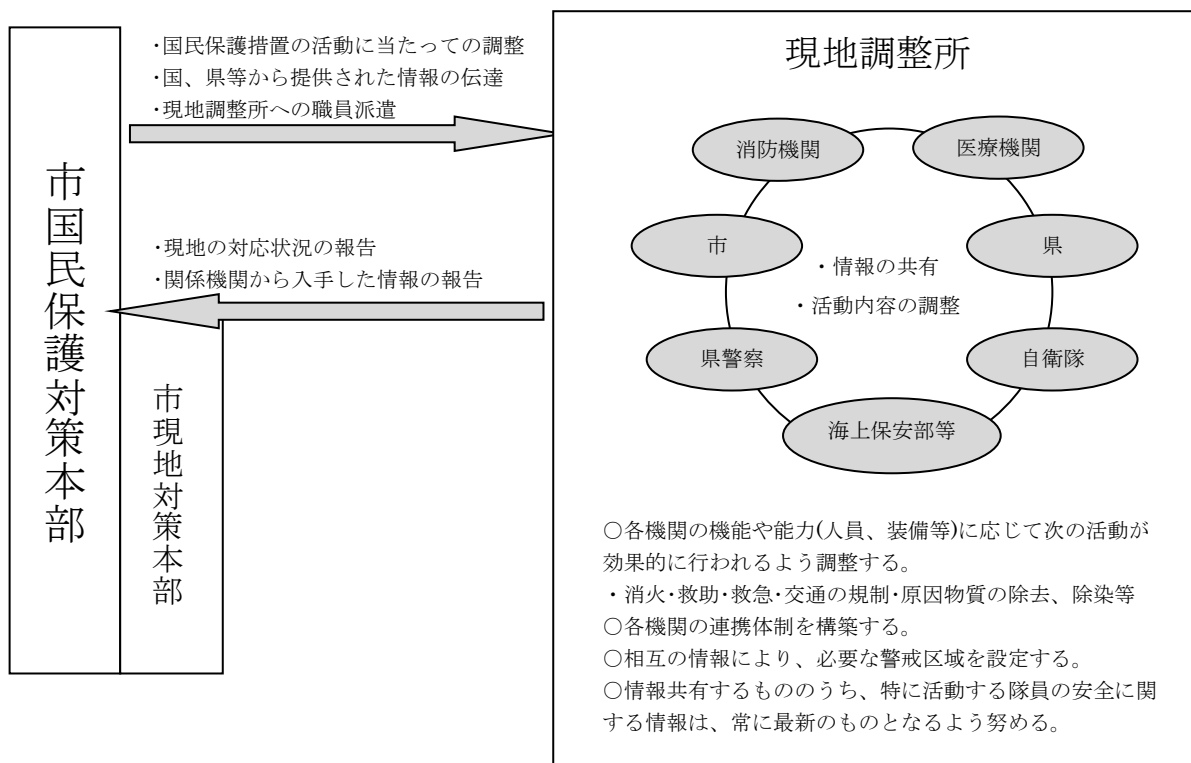
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の国民保護対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

図 3-4 現地調整所の組織編成



(7) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市内における国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の対策本部

長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、市内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保（危機管理部、総務部）

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット、L G W A N等の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

※ L G W A N（総合行政ネットワーク）とは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳等の対策のため、必要に応じ、通信運用の

指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国及び県の国民保護対策本部との連携（危機管理部）

(1) 国及び県の国民保護対策本部との連携

市は、県の国民保護対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整及び情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

ア 市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

イ 市は、国の現地災害対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等（危機管理部）

(1) 知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（危機管理部）

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができな

いは、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託（危機管理部）

(1) 他の市町長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（危機管理部）

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の派遣の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等（危機管理部）

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等（危機管理部）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達及び自主防災組織、自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資機材の提供等を通じ、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティアやNPO・NGO活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等（危機管理部、商工観光部）

(1) 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援

- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助
- ・ 保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県、関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等（危機管理部）

(1) 警報の伝達

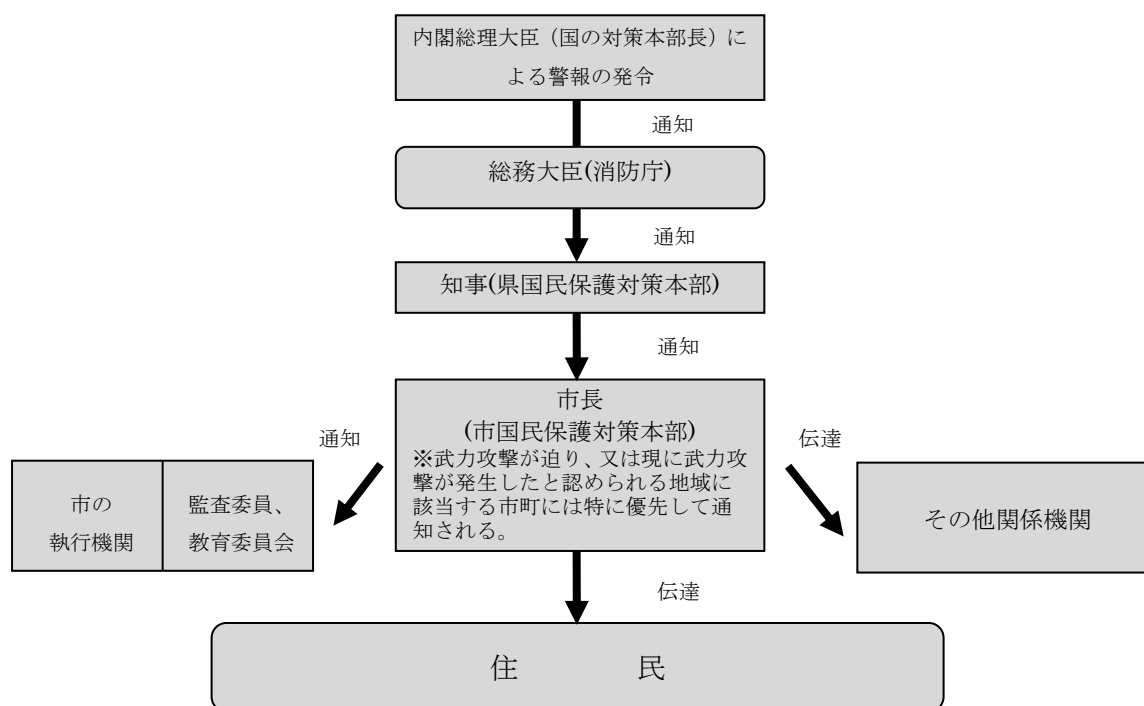
ア 市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、医療機関、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

図 3-5 警報の通知及び伝達の仕組み



2 警報の伝達方法（危機管理部）

(1) 警報の伝達

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市（町村）長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含ま

れる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達並びに自治会等への協力依頼等の同報系防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 消防機関等との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の伝達の解除

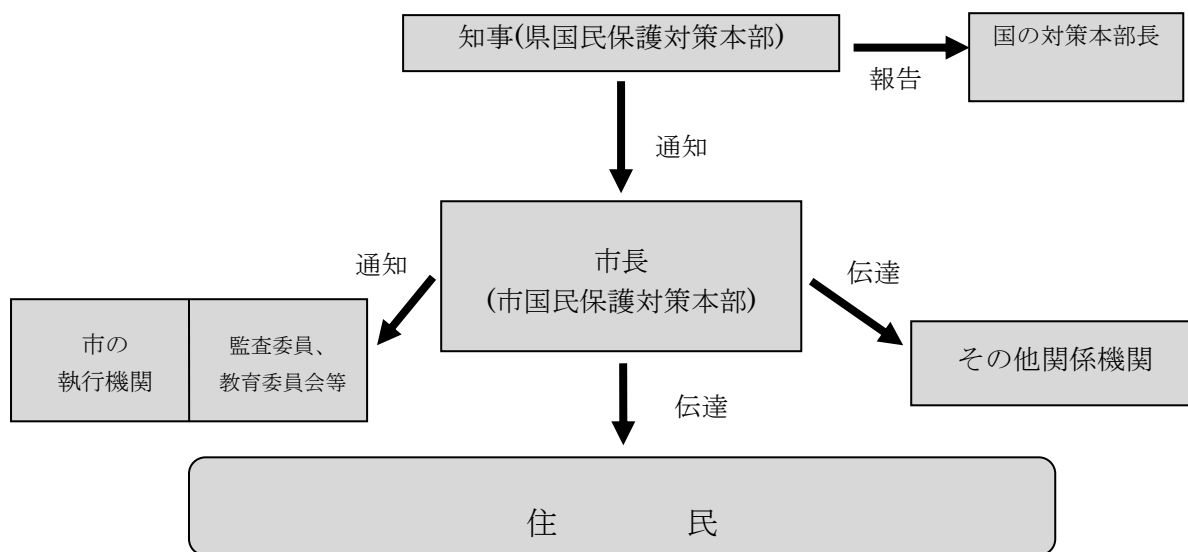
警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知（危機管理部）

緊急通報の住民及び関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

※ 緊急通報とは、警報が発令されていない場合でも、知事が危険を防止するため緊急の必要があると認めた場合に発令するもの。

図 3-6 緊急通報の伝達及び通知の仕組み



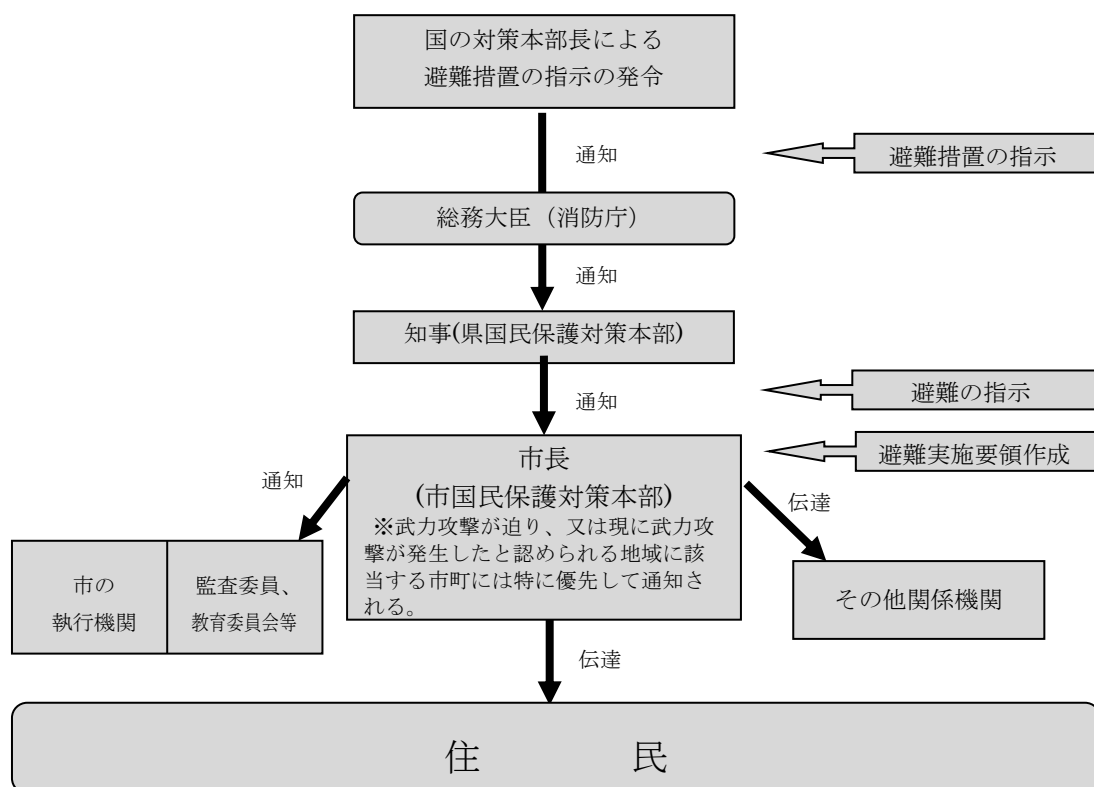
第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知及び伝達（危機管理部）

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報及び現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図 3-7 避難の指示の流れ



2 避難実施要領の策定（危機管理部）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県が作成した「避難実施要領の手引き」に基づき、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）)
- オ 輸送手段の確保の調整
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
(避難行動要支援者名簿の活用)
- キ 避難経路及び交通規制の調整
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動並びに避難経路及び避難手段の調整
(県国民保護対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

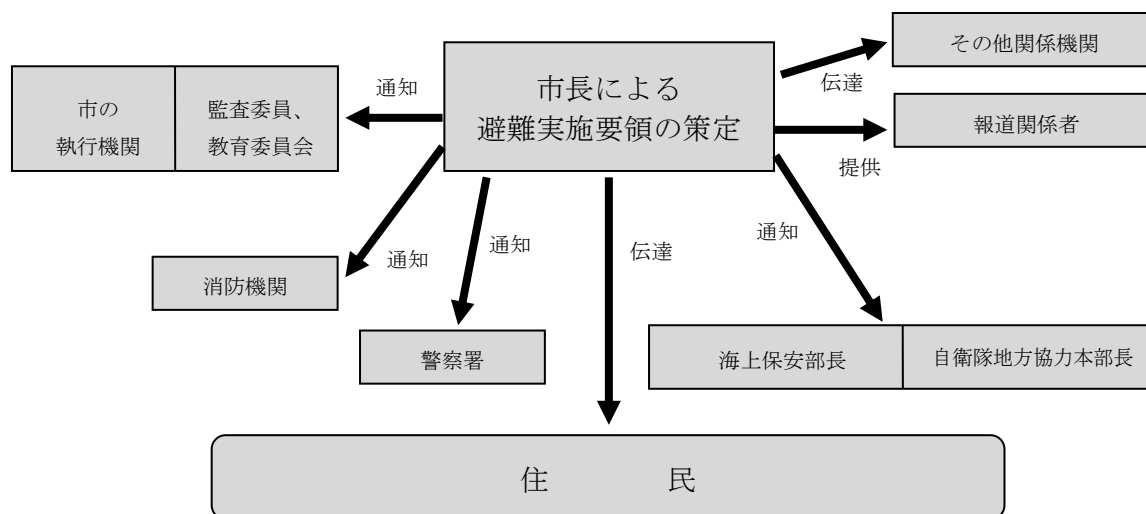
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

図 3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達



3 避難住民の誘導（危機管理部、消防本部）

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警

察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織、自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。〔「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。〕。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告及び指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

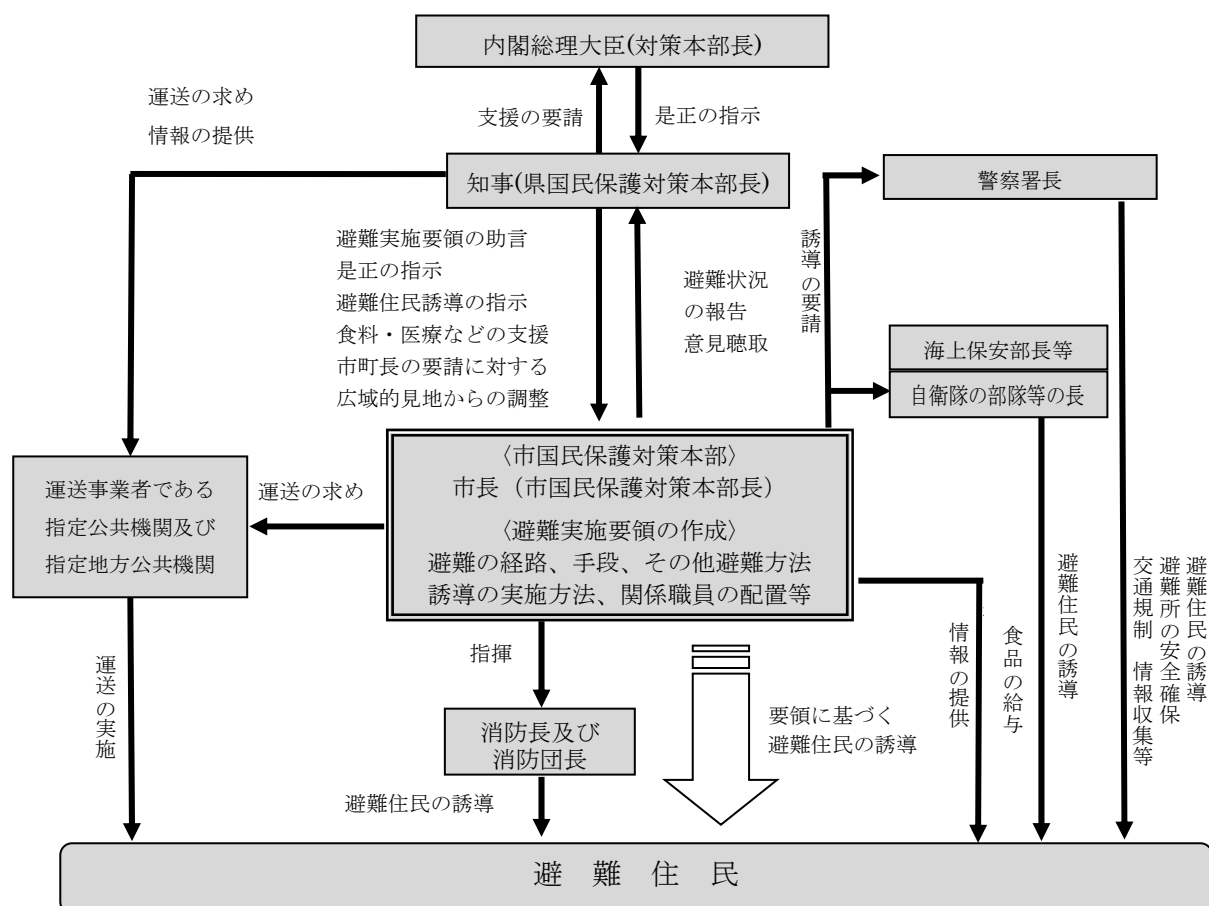
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県国民保護対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

図 3-9 避難住民の誘導



第5章 救援

1 救援の実施（危機管理部、市民部、健康福祉部）

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携（危機管理部、健康福祉部）

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容（危機管理部、健康福祉部）

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集（危機管理部、政策財務部、市民部）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、要配慮者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告（危機管理部、政策財務部）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭及び電話などでの報告を行う。。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「④国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑤負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑥現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ①～④の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答（危機管理部、政策財務部）

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

表 3-4 安否情報照会書

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年	月	日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町長）		申請者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。				
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）		
備 考				
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名			
	フリガナ			
	出生の年月日			
	男女の別			
	住 所			
	国 籍 （日本国籍を有しないものに限る。）	日 本 その他（ ）		
	その他個人を識別するための情報			
※ 申請者の確認				
※ 備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握する。

表 3-5 安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	住 所	
	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

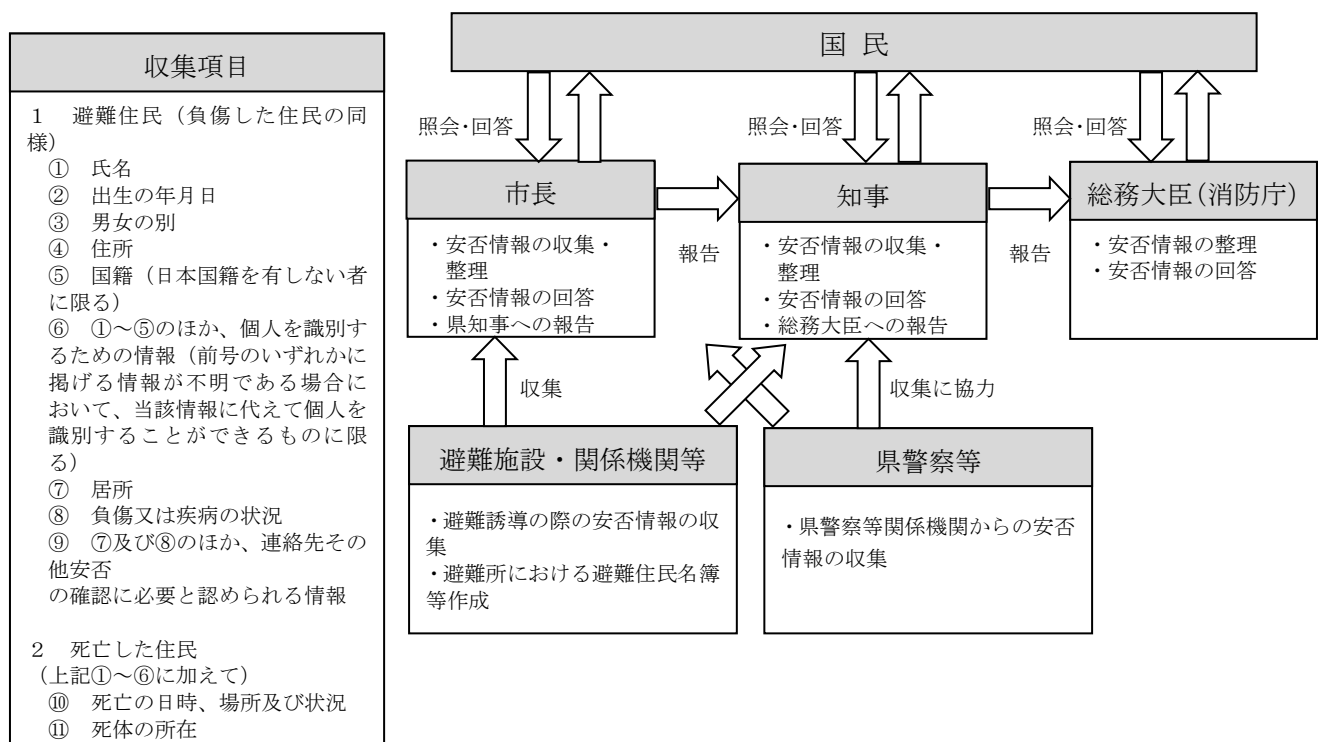
イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（危機管理部、政策財務部）

市は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

図 3-10 安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（危機管理部）

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、県等の関係機関と協力して、市内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（消防本部）

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

1 退避の指示（危機管理部）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、同報系防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定（危機管理部）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見及び装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

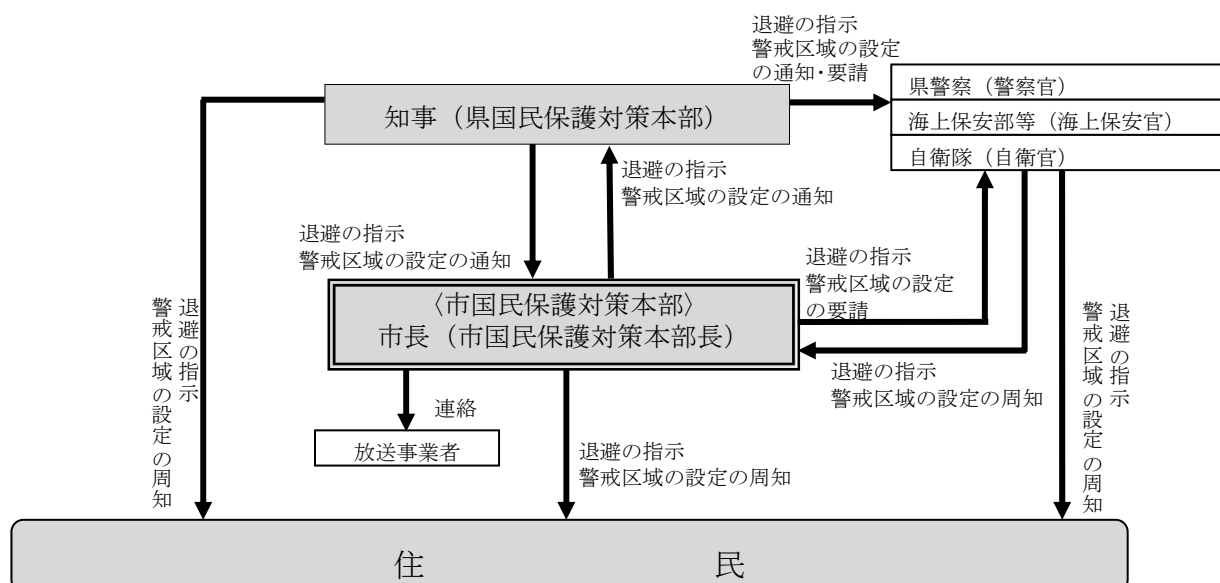
ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

図 3-11 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置の流れ



3 応急公用負担等（危機管理部）

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地及び建物その他の工作物の一時使用又は土石及び竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（危機管理部、消防本部）

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、被害情報等の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法及び消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要

綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動並びに救助及び救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整及び指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して緊急消防援助隊受援計画に基づき必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供及びトリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※ トリアージとは、病気やケガの緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動並びに救助及び救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県国民保護対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整にあたせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保（各部）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（危機管理部、消防本部）

(1) 危険物に関する措置命令

市長は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

表 3-6 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	市長	第 12 条の 3	○	○
備考 (注1) ○は国民保護法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 8 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告

市長は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
また、市長は、(1)の措置 1 から措置 3 の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処（危機管理部、消防本部）

市は、近隣府県の原子力災害特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

ウ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して専門機関の指示のもと可能な限り応急対策を行う。

(2) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(3) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

(8) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(9) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処（危機管理部、消防本部）

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、

所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、県、医療関係機関等から被害に関する情報、関係機関の有する専門的知見及び対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材、応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

なお、措置に当たっては防護服の着用が必要であることから、今後は防護服等の整備に努め、情報収集等の活動を行っていく。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の国民保護対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員の安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の指示等の下、県と連携し、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）に避難退域時検査及び簡易除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表 3-7 市長の権限（国民保護法第108条）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・ 当該措置を講ずる旨
- ・ 当該措置を講ずる理由
- ・ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ・ 当該措置を講ずる時期
- ・ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方（危機管理部）

(1) 関係機関との連携

市は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対しの確かつ迅速に対応できるよう、国、県、大規模集客施設、その他関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 観光客等の生命、身体又は財産の保護

市は、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え（危機管理部、ポートレース事業部）

(1) 連携体制の整備

市は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対しの確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。

(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施

ア 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等を作成する場合には、市は、県と連携して必要な助言等を行う。

イ 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的を実施する場合には、市は、県と連携して必要な支援を行う。

(3) 観光客、外国人等に対する配慮

ア 市は、大規模集客施設等の管理者に対して、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう要請する。

イ 市は、広域避難場所及び避難路の標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化に努めることとする。

3 武力攻撃災害への対処（危機管理部、ポートレース事業部）

(1) 警報又は緊急通報の伝達

市は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。

(2) 災害発生連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該大規模集客施設等において、武力攻撃災害の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに市又は県に通報するものとする。

(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置

大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、マニュアルを定めた場合には、当該マニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に留意するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告（危機管理部、政策財務部）

- 1 市は、電話及び市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要並びに人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- 3 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- 4 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

表 3-8 被災情報の報告様式（再掲）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 〇〇市（町）							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保（健康福祉部）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理（危機管理部、環境部）

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速や

かにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定（商工観光部）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等（教育委員会、政策財務部）

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保（水道局、建設部、農林水産部）

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等（危機管理部）

(1) 特殊標章

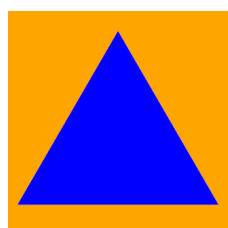
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
電通型/Identification _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな形）

2 特殊標章等の交付及び管理（危機管理部）

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当））通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

3 特殊標章等に係る普及啓発（危機管理部）

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方（各部）

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供並びに技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧（各部）

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等（危機管理部）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携し、実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧（各部）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（危機管理部、政策財務部）

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（危機管理部、政策財務部）

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（危機管理部、政策財務部）

市は、県の国民保護対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対応

1 緊急処理事態（危機管理部）

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ及び特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、市緊急処理事態対策本部の設置及び緊急対応保護措置の実施等の緊急処理事態への対応について、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（危機管理部）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案し、決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

津市危機管理部

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

TEL : 059-229-3281

FAX : 059-223-6247

E-mail : 229-3281@city.tsu.lg.jp
